

日本語でコミュニケーションを取ることが 難しい利用者の方へ

厚生労働省より『療養の給付と直接関係のないサービス等』とされるものについては社会保険料とは別に提供されるものであり、その提供に関わる費用の徴収については、利用者の同意に基づき行われるとする通知があります。

そこで、当院では日本語でコミュニケーションを取ることが難しい利用者の診療にあたり、医療行為を行う上で必要と判断した場合は

- ①日本語の話せる人の診療立ち合い
- ②翻訳機器を使用したコミュニケーション
- ③当院で依頼した通訳人の介在

を利用者に提示します。②・③の手法においては上記『療養の給付に
関係のないサービス等』と位置付けられるため診療費とは別途に料
金が発生します。また、日本語での予防注射のワクチン予診票などを
当院スタッフに代筆で記載する事を依頼する行為や外国語での診断書・
紹介状の記載希望も同様に扱います。

円滑で安全な医療提供のためご理解の程よろしくお願いいたします。

< 外国語→日本語 >

受診回数	費用
初診	2,000円 (税込)
再診	1,000円 (税込)